

## 西尾市消防活動支援隊員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市内で発生した大規模災害時における各種活動を支援するため、西尾市消防活動支援隊員（以下「消防活動支援隊員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 消防活動支援隊員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 元消防職員、元消防団員である者
- (2) 各種災害活動に関し、前号に該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると消防長が認める者

### (登録)

第3条 消防活動支援隊員の登録を希望する者は、消防長に西尾市消防活動支援隊員同意書（様式第1）を提出するものとする。

### (任期)

第4条 消防活動支援隊員の任期は、3年とする。ただし、任期満了の日までに退任の申出がない場合には、任期をさらに3年延長することとし、以降も同様の扱いとする。

- 2 消防活動支援隊員は、任期中であっても消防長に申し出ることにより退任することができる。

### (職務)

第5条 消防活動支援隊員は、西尾市内に発生した大規模な災害に対し、各種活動の支援を行う。

### (守秘義務)

第6条 消防活動支援隊員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (活動報告)

第7条 消防活動支援隊員が第5条で規定する職務を実施する場合は、次の各号のいずれかの者に報告し、活動についての協力要請を受けること。

- (1) 現場指揮者
- (2) 消防団長
- (3) 指揮隊長
- (4) 現場の最上席者

(貸与品)

第8条 消防長は、消防活動支援隊員として登録された者に青色ヘルメットを貸与する。

2 消防活動支援隊員が退任した場合は、速やかに貸与品を返納しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第9条 消防活動支援隊員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(補償)

第10条 消防活動支援隊員として第5条の職務によって、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者として、西尾市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年西尾市条例第21条)の定めるところにより損害補償の適応を受けることができるものとする。

(庶務)

第11条 消防活動支援隊員に関する庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

西尾市消防活動支援隊員同意書

年 月 日

(宛先) 西尾市消防長

私は、西尾市消防活動支援隊員設置要綱に同意し、消防活動支援隊員の登録を希望したいので、西尾市消防活動支援隊員設置要綱第 3 条の規定により、次のとおり申し込みます。

ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	男・女
住 所			
職団員歴	消防職・団員の方は在籍年数を記入してください。 年 月 日から 年 月 日まで 年間		
勤務先名		勤務先 の 市町村 名	
連絡先 電話番号	( )	—	自宅・勤
携帯 電話番号	( )	—	
メール アドレス	@		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。